

部会におけるこれまでの検討経緯等

○平成 14 年 7 月 10 日

- 薬事・食品衛生審議会に対して「米に係るカドミウムに関する規格基準の改正の可否について」を諮問
- 平成 13 年度厚生労働科学研究報告の提出を受けて、薬事・食品衛生審議会食品規格・毒性合同部会を開催
- 審議の結果、現時点で緊急に規格基準を改正する必要はないとされ、現在実施中の疫学調査研究の最終的な報告を待って、再度審議を行うこととされた。
- 今後の審議は、毒性部会に疫学や臨床医学等の専門家を加え、カドミウムの毒性評価をまず重点的に議論し、結果が取りまとめられた段階で食品規格・毒性合同部会を開催し、米の基準値等について検討を行うこととされた。

○平成 14 年 11 月 29 日

- 我が国で実施された疫学調査研究及び農産物等の実態調査の結果を FAO/WHO 合同食品添加物専門家会合（JECFA）へ提出

○平成 14 年 12 月 25 日

- JECFA へ提出した疫学調査研究及び農産物等の実態調査の結果を薬事・食品衛生審議会食品規格・毒性合同部会へ報告

○平成 15 年 5 月 2 日

- 水産庁が水産物に含まれるカドミウムの実態調査結果について公表

○平成 15 年 5 月 23 日

- 平成 14 年度厚生労働科学研究報告の提出を受けて、薬事・食品衛生審議会毒性部会を開催
- 審議の結果、厚生労働科学研究班の櫻井班長を中心に毒性評価に当たり検討を要する点を取りまとめ、次回毒性部会で検討を行うこととされた。
- 水産庁が実施した水産物に含まれるカドミウムの実態調査結果については、平成 14 年 12 月に報告した農作物等の実態調査結果と共に、薬事・食品衛生審議会食品規格・乳肉水産食品・毒性合同部会において検討を行うこととされた。

コーデックス委員会等における検討状況

国際的な基準値設定の場である FAO/WHO 合同食品規格委員会（コーデックス委員会）の食品添加物・汚染物質部会（CCFAC）において、以下の食品中のカドミウム最大基準値原案が提案され、現在検討が行われている。

カドミウムの最大基準値原案
(Step 5 として総会に諮る)

食品群	最大基準値 (mg/kg)	Step	備考
果実	0.05	3	
小麦粒	0.2	3	
牛、鶏、豚、羊の肉	0.05	3	
馬肉	0.2	3	
ばれいしょ	0.1	3	皮をむいたもの
茎菜、根菜	0.1	3	セロリアック、ばれいしょを除く
葉菜	0.2	3	
ハーブ	0.2	3	生鮮
キノコ（食用）	0.2	3	
セロリアック	0.2	3	
その他の野菜	0.05	3	キノコ（食用）、トマトを除く

(Step 3 として関係国等へ回覧)

食品群	最大基準値 (mg/kg)	Step	備考
精米	0.2	3	
大豆（乾燥）	0.2	3	
軟体動物（頭足類を含む）	1.0	3	
ピーナッツ	0.2	3	

注1：国際食品基準の作成手続は、Step 1～8の段階に分かれており、Step 8で国際食品規格として採択される。Step 3は規格原案について各国政府及び国際機関にコメントの提出を要請する段階、Step 5は規格原案をコーデックス委員会が規格案として採択する段階。

注2：精米、小麦、大豆及び落花生を除いた穀類及び豆類は、平成13年のコーデックス総会で基準値 0.1mg/kg を採択済み。

(これまでの検討状況)

- 1998年コーデックス委員会食品添加物・汚染物質部会 (CCFAC)
デンマークが各国のモニタリング調査結果を基にした食品の基準値原案を提案
- 1999年 CCFAC
食品の基準値原案を各国に配布しコメントを求めることとした (Step 3)。
- 2000年6月 FAO/WHO 合同食品添加物専門家会合 (JECFA)
カドミウムリスク評価を再度行ったが、評価を行うためのデータが十分でないとの結論に至り、以下の疫学調査の実施を勧告した (PTWIは据え置かれた)。
 - ①食事からのカドミウム等の摂取量と尿中排泄量に関する研究(対象として一般集団及び鉄欠乏、腎障害、糖尿病等のハイリスクグループ)
 - ②特定の集団サブグループにおける消費食品の個別記録を集める食事調査
 - ③カドミウム等の生物学的利用性に影響を与える特定の食品または要素(年齢、健康状況、栄養状況等)の研究
 - ④カドミウム暴露のバイオマーカーと腎尿細管障害指標との量的関係
 - ⑤特定のバイオマーカーで定義される腎尿細管障害と、臨床的疾患、死亡率との関係
 - ⑥カルシウムの代謝と骨粗鬆症へのカドミウム等の影響
 - ⑦生涯にわたるカドミウム等の曝露の骨粗鬆症の進行に対する役割
- 2001年3月 CCFAC
2003年の JECFA において、日本の実施している疫学調査結果等に基づきカドミウムリスク評価を再度行い、これに基づき基準値原案を見直すことで合意。その上で基準値原案を Step 5として総会に諮ることとした。
- 2001年9月コーデックス執行委員会
総摂取量を踏まえて検討すべきと結論され、Step 4に差し戻した。(これを受けて CCFAC は Step 3 に差し戻した)
- 2002年3月 CCFAC
カドミウム摂取量に占める寄与の小さい甲殻類、肝臓、腎臓は基準値の検討を中断することを決定し、最大基準値原案を Step 3として各国へコメント依頼することが合意された。また、我が国で現在実施中の疫学調査を JECFA において評価すること、寄与の大きい食品群について3つのレベルに基準を設定し、暴露及びリスク評価を行うことを JECFA に要請す

ることとした。

○ 2003年3月 CCFAC

食品分類のコード番号を基準値原案につけ、食品名の軽微な変更を行った。また、精米、大豆、軟体動物（頭足類を含む）及びピーナッツの基準値原案については Step 3 で各国にコメントを求めることとし、その他の基準値原案については Step 5 として総会に諮ることとした。

(今後の予定)

○ 2003年6月 JECFA

○ 2003年6月末～7月 コーデックス総会